

2020 年 4 月 13 日

お取引先様各位

緊急事態宣言を受けての対応について

平素より弊社をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルスの感染拡大による特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の発令に伴い、お取引先様及び弊社従業員の安全を最優先とし、下記のように対応をさせていただきます。お取引先様には、ご理解、ご協力を賜りますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

記

【本社・埼玉工場について】

人との接触を減らし、お取引先様と従業員の安全を考慮し、従業員を2グループに分け、午前シフトと午後シフトにより業務を行っております。

受注業務及びお問い合わせ先の変更はございません。

午前シフト 6:00～12:00

午後シフト 13:00～19:00

※午前・午後シフト者同士の接触は禁止しております。

※12:00～13:00は、一斉換気と除菌を行っております。

【製品の生産及び出荷について】

概ね通常通りの生産及び出荷体制で対応させていただいております。

詳細につきましては、弊社営業部へお問い合わせください。

上記の対応期間につきましては、2020年5月9日（土）までを予定しております。

※状況により、変更させていただきたく可能性もございます。

ヒーハイス精工株式会社
代表取締役社長 尾崎浩太

以上